

## 上田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）は、国が子ども子育て支援法に基づく給付として新たに創設する事業で、保育所等に在園していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業である。

本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することや、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的としており、令和8年4月から全国の市町村で始まる予定である。

国では、月当たりの利用時間は10時間まで、保育料として1時間当たり300円程度を施設が設定できることとしているが、給付単価等とあわせて令和8年4月に向けて国で検討されているところである。

### 2 経過

令和5年12月	国の「こども未来戦略」において、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充策として本事業の創設を決定
令和6年4月	本事業の本格実施を見据えた試行的事業を令和8年3月末まで実施 公募により全国115自治体が試行的事業に参加 県内では5市町が参加 (長野市、松本市、飯田市、須坂市、御代田町)
令和8年4月	上田市を含む全国の市町村において、新たな給付制度として実施する予定

### 3 条例制定の理由

児童福祉法において、市町村は本事業の設備及び運営について、国の定める認可基準（内閣府令）に基づく条例制定が必要とされている。

民間事業者が運営する保育施設が本事業を実施するためには、市町村の認可を受ける必要があることから、上田市において認可に必要な設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。

#### 4 条例案の概要

国が定めた基準によって、安全に事業実施を行うための設備及び運営に関する基準を制定するもの。

主な条項は次のとおり。

条	概要
第1章 総則	
3～5	最低基準やその向上に関する規定
6	事業者の一般原則（利用乳幼児の人権の配慮等）
7～9	非常災害時、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認に関する規定
13・14	利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待の防止 等
第2章 乳児等通園支援事業	
第1節 乳児等通園支援事業の区分	
21	乳児等通園支援事業の区分 (1) 一般型乳児等通園支援事業 ➡乳児等通園支援事業であって(2)に該当しないものをいう。 (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 ➡利用定員に空きがある保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等事業所が行う乳児等通園支援事業をいう。
第2章 乳児等通園支援事業	
第2節 一般型乳児等通園支援事業	
22	設備の基準
23	職員の基準（資格や配置基準）
24	支援の内容
第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業	
26	設備及び職員の基準

#### 5 施行期日

公布の日から施行する。